

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成29年2月23日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市南区久世工業団地地区建築協定

2 申請者の氏名

久世工業団地協同組合 代表理事 長谷川 喜弘

3 建築協定区域

京都市南区久世築山町212番地1, 212番地5, 219番地, 263番地, 264番地, 265番地, 350番地4, 350番地6, 353番地4から353番地9まで, 360番地2, 360番地4, 361番地1, 361番地2, 374番地4, 374番地11, 375番地5, 375番地7, 376番地1から376番地5まで, 376番地7, 376番地10, 376番地12, 376番地13, 377番地1から377番地9まで, 378番地1, 378番地2, 378番地4から378番地8まで, 378番地10, 378番地12, 378番地14, 378番地16, 379番地1, 379番地2, 379番地4から379番地6まで, 380番地1から380番地3まで, 380番地6から380番地8まで, 380番地11, 423番地1, 423番地3, 445番地2, 446番地1, 449番地, 452番地4, 462番地, 478番地3, 478番地4, 479番地1から479番地5まで, 480番地1から480番地7まで, 481番地1, 482番地1, 482番地2, 518番地1, 518番地2, 519番地1, 564番地5, 565番地1, 565番地3, 571番地1, 582番地4及び582番地5

4 建築協定区域隣接地

京都市南区久世築山町180番地1, 180番地4, 262番地1, 262番地3, 266番地1, 268番地2, 353番地3, 360番地3, 360番地5, 374番地5から374番地7まで, 374番地9, 378番地3, 378番地9, 378番地

15, 379番地3, 392番地1, 450番地1, 456番地, 460番地1, 461番地1, 463番地1, 468番地1, 468番地2, 469番地1, 470番地, 471番地, 472番地, 473番地, 474番地1から474番地3まで, 475番地1から475番地3まで, 476番地1から476番地3まで, 477番地, 478番地1, 478番地2, 485番地, 486番地, 487番地及び520番地

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成29年2月23日付け第13-004号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし, 正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)